平成３０年（フ）第６９号
沖縄県那覇市曙２丁目27番２号　ペガサスマンション曙1003
債務者　新垣　佑弥
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第９４号
愛知県春日井市柏井町２丁目26番地　ルミエール勝川302号
債務者　上ケ島郁樹
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６０号
愛知県海部郡大治町大字東條字郷前84番地　セジュール秀Ⅱ201号
債務者　中川　和也
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７７６号
東京都板橋区徳丸４丁目34―12―102
債務者　下野　照夫
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７７７号
東京都板橋区徳丸４丁目34―12―102
債務者　下野ひとみ
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７７８号
東京都葛飾区東水元４丁目14―24
債務者　水野　祐行
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７８４号
埼玉県草加市栄町３丁目１―33―806
債務者　小倉　秀彦
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７８６号
東京都練馬区旭町３丁目12―21―202
債務者　上山　広美
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８０３号
東京都豊島区目白３丁目14―８―103
債務者　森満　賢一
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８２４号
東京都北区滝野川３丁目75―15―806
債務者　菅生　信子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８２５号
東京都板橋区双葉町27―12　アミューズメント21板橋本町第１　102
債務者　青木　孝子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８２８号
東京都中央区勝どき２丁目９－２－1207
債務者　金子　雄生
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８３３号
東京都町田市鶴川２丁目13―２　エディフェシオ88　301
債務者　野田　智美
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８３４号
東京都中野区南台５丁目30―20―103
債務者　津久井喜通
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８３５号
東京都港区台場１丁目３－１－1308
債務者　野中　桂子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部